

第 19 回国連森林フォーラムハイレベルセグメント宣言案（仮訳）

1. 我々、閣僚及び森林に責任を有するその他のハイレベル代表は、国連森林フォーラム第 19 回会合のハイレベル・セグメントに集合した。
 - a. 国連森林戦略計画 2017-2030(UNSPF)を、あらゆる種類の森林及び森林外の樹木を保護し、持続可能な経営を行い、森林減少及び森林劣化を食い止め、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその他の国際的な森林関連文書、プロセス、約束、目標の実施に貢献するためのあらゆるレベルでの行動のための世界的な枠組みとして再確認し、
 - b. 環境と開発に関するリオ宣言に定められた原則を想起し、国連持続可能な開発会議の成果文書「我々の求める未来」を想起し、
 - c. 包括的、広範囲かつ人間中心である一連の普遍的かつ変革的な持続可能な開発目標及びターゲットを採択した持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、2030 年までのアジェンダの完全な実施のためにたゆまぬ努力を行うことへの約束、極度の貧困を含むあらゆる形態及び次元の貧困の撲滅が最大の地球規模の課題であり持続可能な開発にとって不可欠な要件であるとの認識、経済、社会及び環境の三つの側面における持続可能な開発をバランスのとれた統合的な方法で達成し、かつ、ミレニアム開発目標の達成を基礎として、その未完の事業に取り組むことへのコミットメントを再確認し、
 - d. 森林は地球の陸地面積の 30 パーセント、おおよそ 40 億ヘクタールを占めており、人間の幸福、持続可能な開発、地球の健康にとって不可欠であることを認識し、推定 16 億人、地球上の 25 パーセントの人々が、生存、生計、雇用、収入源を森林に依存していることに留意し、
 - e. 食料安全保障、きれいな水、木材、燃料、繊維の供給、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全と回復、土地の劣化や洪水の防止、砂嵐や砂塵嵐の緩和など、あらゆる種類の森林および森林外の樹木によってもたらされる無数の恩恵、木材および非木材製品、環境、健康、福祉、社会経済的発展、貧困撲滅、雇用に対するその機能とサービスはもちろんのこと、三つの側面における持続可能な開発に対する森林及び持続可能な森林経営の多様な価値と貢献についても同様に認識し、
 - f. 森林減少に対処する各国の努力を認識しつつも、気候変動、砂漠化及び土地劣化、生物多様性の損失、汚染、廃棄物が相互に強め合う悪影響のみならず、世界的に森林減少が継続している動向について深い懸念を表明し、
 - g. これらの傾向と課題は、持続可能な開発の成果を大きく妨げており、持続的なレベルの貧困、飢餓、栄養失調、社会経済的不平等、男女不平等によってさらに悪化してお

- り、特に発展途上国における森林に依存するコミュニティである先住民、地域コミュニティ、弱い立場にある人々の健康と幸福と同様に、森林やその他の天然資源にも悪影響を及ぼしていることに留意し、
- h. 最近の森林金融公約の増加は高く評価されているにもかかわらず、特に発展途上国において、森林生態系の保全、回復および持続可能な管理を支援するための資金不足が根強く残っていることに深い懸念を表明し、特に、既存のリソースへのアクセスを容易にし、持続可能な森林経営を支援するための多国間資金メカニズムを強化することで、発展途上国をさらに支援する緊急の必要性を強調し、
 - i. 多くの先住民、地域社会、森林に依存するコミュニティが森林に生計を依存しており、その管理において重要な役割を担っていることを認識し、それ故、より良い森林の保全と管理に貢献するには、これらの者が全面的かつ有意義に森林に関係する意思決定に参加するよう促進する必要性も認識し、
 - j. 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの成果と同様に、気候変動に関する国連枠組条約およびパリ協定、生物多様性条約および COP15 で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組、ならびに土地劣化中立目標設定プログラムを含む砂漠化条約を歓迎し、
 - k. 森林と持続可能な森林経営の社会的、経済的、環境的利益の可視性を高め、それらを地球規模の課題への対応の重要な要素として位置づける継続的な必要性を強調し、この点に関して、森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言および国連生態系回復の 10 年による森林関連の貢献を含むがこれらに限定されない最近の森林関連の宣言、公約、開発に留意し、
 - l. 持続可能な森林経営目標と食料安全保障達成の両方を満たすには、世界森林目標 (GFG) と持続可能な開発を実現するための強力な協力が必要であることを認識し、
 - m. 森林に関する国際的な枠組み (IAF)、UNSPF 及びその GFG の目標達成に向けた、UNFF メンバー、同事務局、森林に関する協調パートナーシップ (CPF) 及びそのメンバー組織、パートナー、主要グループ、その他の関連する利害関係者の努力と進展を認識するとともに、2030 年までの GFG を達成するための取り組みをさらに加速し、政治的コミットメントを高める必要性も強調する。
2. 我々は、持続可能な開発を達成しながら、2030 年までに森林減少と森林劣化を食い止め、好転させ、土地劣化を防止するための緊急かつ加速的な措置を講じることを約束する。この目的に向かって、我々は次のことに努める：

- a) 経済活動全体にわたる持続可能でない慣行や、持続可能でない消費・生産パターンを含む、森林減少と森林劣化の重大な要因だけでなく、森林に対する脅威にも取り組み、
- b) 森林関連の公約を遂行し、2030 アジェンダとその SDGs の達成への貢献に向け森林の潜在力を最大限に引き出すために、国連森林措置 (UNFI) の実施、UNSPF 及びその GFG の達成を加速し、
- c) 森林所有者、先住民族、地域社会、地方自治体、民間部門、非政府組織、女性、子供、若者、あらゆるレベルの科学、学術、慈善団体を含む、パートナーや利害関係者との有意義な関わりやその貢献を支援することなどを通じた方法を含めて、GFG や関連するすべての多国間協定および関連プロセスに沿って、森林と森林生態系の保護、保全、持続可能な経営や回復に協力して取り組み、
- d) それぞれの使命に沿って、特に CPF 加盟組織内及び組織間での利害関係者間のパートナーシップを促進及び奨励することにより、必要に応じて、政治的関与、分野を超えた協力、調整、一貫性、相乗効果を強化し、あらゆる種類の森林に関連する問題について、あらゆるレベルで断片化を減らし、
- e) 持続可能な開発の社会的、経済的、環境的側面、特に気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全に対して、2030 アジェンダとその SDGs に対する森林と持続可能な森林経営の多大な貢献に関する世界的な認識を喚起し、高め、世界的な森林関連の目標と目標を達成するための協力的な行動を推進し、
- f) 必要に応じて科学技術や強化された国際協力や地域協力を活用し、政策介入や行動を通じて、火災の生態学的利点を認識しつつ、早期警戒システムを含む、極端な山火事や関連災害による悪影響を防止、管理、対処するための、原野火災管理の統合アプローチを採用し、これに関連して、2023 年にポルトで開催された第 8 回国際原野火災会議で発表されたランドスケープ・アプローチによる火災ガバナンス枠組みに注目し、
- g) 持続可能な森林ベースのバイオエコノミーアプローチと生態系の回復を促進するため、セクター間の協力を強化し、パートナーシップを促進し、女性、若者、先住民、地域コミュニティの能力構築を通じたものも含め、生計向上に貢献し、消費と生産の持続可能なパターンを確保する必要性を強調し、
- h) 国の規制枠組みに従って、地域の生計、土地所有権、利用者の権利を支援する形で、森林保全を含む持続可能な森林経営を推進するため、森林関連法を効果的に施行し、必要に応じて森林法執行を強化し、必要に応じてあらゆるレベルで良好なガバナンスを推進し、
- i) 特に、森林、生物多様性、気候変動、砂漠化、土地劣化、砂嵐に関する科学的かつ証拠に基づく政策決定と行動のための知識とデータの利用可能性を高めることを目的として、森林のモニタリング、評価、報告および情報システムを改善し、相互に合意した

条件に基づく能力構築、技術的・科学的協力、技術移転パートナーシップの強化によるものを含む国際協力の強化を通じて、特に発展途上国の報告制度をさらに強化し、

- j) 特に開発途上国における森林の保全、回復、持続可能な経営のための予測可能性の重要性を考慮し、革新的なメカニズムを通じたものも含め、あらゆる調達先から新規で追加的な資源の提供と動員、およびそれらへのアクセスを強化し、
- k) 持続可能な開発と貧困撲滅という観点から、誰一人取り残さないために、成果に基づく支払い、森林の保全、回復、持続可能な経営に対する積極的なインセンティブ、および代替政策アプローチを含む、2030 年までの森林減少と森林劣化を食い止め及び好転に向けた取り組みのため、投資、革新的な資金調達メカニズム、科学的、技術的、能力構築支援を促進し、また、森林所有者、小規模所有者、先住民、地域コミュニティ、女性、若者などを含む、持続可能な森林の経営と利用に関わるステークホルダーにとって、この支援が利用しやすく魅力的なものとなるようにし、
- l) GFG の達成を促進し、世界中の森林を保護、回復、保全、持続可能な方法で経営するための国内及び国際的な公約の実施を促進するために、CPF の加盟組織の運営機関に一貫したメッセージを伝え。
- m) UNFF メンバーに対し、GFG の達成を促進し、2030 アジェンダの実施と SDGs の達成に対する森林の貢献を強化するための、UNFF、UNFF 事務局及び世界森林資金促進ネットワークの活動を支援するために、それができる立場にある者には、UNFF 信託基金への任意拠出とリソースの増加を奨励し、また、UNFF メンバーに対し、国による任意の貢献(VNC) の公表および更新を奨励し、
- n) 国連環境総会決議 5/5 に沿って、ベストプラクティスの共有、自然を活用した解決策、生態系ベースアプローチ、その他の持続可能な経営および保全アプローチを通じたものを含む、森林および森林外の樹木の持続可能な経営に関する問題についてあらゆるレベルでの政策対話、情報および科学的知識の交換を促進し、木材および非木材林産物の持続可能な生産と利用を含む、持続可能な森林経営を促進するためのコミュニケーションとアウトリーチを強化し、
- o) 森林生態系の保全、回復、持続可能な利用を促進するための行動を実施する際には、国内法に従い、先住民族および該当する場合には地域社会の伝統的な知識、所有権、権利を保護し、尊重し、
- p) UNFF メンバーに対し、経験を交換し、新しい GFG 指向の解決方法を開発するために、UNFF の国主導イニシアチブ (CLI) を活用するよう奨励し、

- q) 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対し、SDGs およびその他の森林関連の国際公約および協定の達成に効果的に貢献するため、UNSPF の実施を加速する必要性を認識するよう求める。
